

「古座分庁舎リノベーション事業」設計施工業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、串本町が令和3年度に実施する古座分庁舎リノベーション事業（以下「本事業」という。）の設計施工業務委託について、事業実施の能力等の審査をプロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 「古座分庁舎リノベーション事業」設計施工業務
- (2) 業務場所 和歌山県東牟婁郡串本町西向359番地
- (3) 業務内容 別紙1「業務仕様書」による。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
ただし、契約については仮契約とし、串本町議会での承認後に本契約として効力が生じるものとする。
- (5) 見積限度額 9,800万円（消費税・地方消費税含む）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 参加表明の受付期間 令和3年8月10日（火）まで
- (2) 質問の締切 令和3年8月10日（火）まで
- (3) 質問の回答期限 令和3年8月13日（金）まで
- (4) 提案書受付期限 令和3年8月20日（金）まで
- (5) プレゼンテーション、審査会 参加表明提出後、別途通知

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認めたものとする。

- (1) 国土交通省の経営事項審査結果における経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）において、「内装仕上」総合評定値1500点以上を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 串本町建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱第4条による指名停止措置要件に該当しないこと。
- (4) 国、地方公共団体もしくは独立行政法人が発注をした施設において、平成25年度以降に完成した大型映像シアターを含む1000㎡以上常設施設の内装及び展示設計・施工及び大型シアターの設計・施工の元請け業務実績を有すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 参加申込書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

5 参加表明及び質問

- (1) 参加表明：様式1「参加表明書」
- (2) 提出場所：〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向359番地
串本町役場 企画課 ロケット推進グループ（担当：宮本）
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。
- (4) 提出期限：令和3年8月10日（火）午後5時

6 質問

- (1) 企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式4）をメールにより提出すること。
- (2) 提出期限：令和3年8月10日（火）午後5時
- (3) 質問の回答期限：令和3年8月13日（金）午後5時
- (4) 回答：質問に対する回答は、随時、串本町公式ホームページにて公開する。
なお、提案書類の記載内容または評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

7 提案書の提出

別紙2「提案書等作成要領」に基づき、令和3年8月20日（金）午後5時までに提出すること。

8 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、本町職員で構成する選定委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。
- (2) 選定委員は、提出された書類により、別紙3「評価要領」に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。

- (3) 本件にかかるプレゼンテーション日程は、参加表明事業者に後日通知する。
- (4) 選定結果は、決定後速やかに全ての提案書提出事業者に通知する。

9 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルにおける提案に関わる費用については、各提案事業者負担とする。

10 所管課

〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向359番地
串本町役場 企画課 ロケット推進グループ
電話/0735-67-7004 F A X /0735-72-1501
メール / miyamoto@town.kushimoto.lg.jp